手数料の名称	金額
高圧ガス製造施設変更許可申請手数料 （冷凍）	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ウ　同項第２号に該当する同項の許可を受けた者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して 3,000 トン以上増加する場合 69,000 円 （イ）　変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 1,000 トン以上 3,000 トン未満増加する場合 62,000 円 （ウ）　変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 300 トン以上 1,000 トン未満増加する場合 55,000 円 （エ）　変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 100 トン以上 300 トン未満増加する場合 38,000 円 （オ）　変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 100 トン未満増加する場合　30,000 円 （カ）　その他の場合　16,000 円